優良産廃処理業者認定制度に係る申請の手引き

令和５（2023）年４月

　栃木県環境森林部資源循環推進課

審査指導班

１　制度の概要

　　優良産廃処理業者認定制度とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第９条の３、第10条の４の２、第10条の12の２及び第10条の16の２に規定する産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合することの認定（以下「優良認定」という。）を受けた産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対し、優良産廃処理業者である旨の許可証への記載や、許可期限延長等の特例が適用される制度です。

２　申請方法

⑴　申請の対象者

　　　５年以上、本県の産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する者

　⑵　提出先

　　　現在の許可の更新申請に係る提出先に同じ

　⑶　提出方法

　　　更新申請の提出と併せて、持参又は郵送により、３に記載の添付資料を提出してください。

なお、更新許可申請を持参により申請する場合は、予約の際に併せて優良認定を申請する旨を申し出てください。

　⑷　提出部数

　　　正本１部

　⑸　手数料

　　　優良認定の申請に係る手数料は不要です（別途、更新許可申請に係る手数料は必要です。）。

※　これまでは、現在の許可の更新期限が到来した時のみ優良認定の申請が認められていましたが、令和２（2020）年２月25日に省令が改正され、更新期限が到来していなくても、更新期限を前倒しして優良認定の申請を伴う許可の更新申請を行うことが認められました。

認定を御希望の方は、現在の許可の更新申請と併せて認定の申請を行ってください。

なお、最初の許可を受けてから５年に満たない方は、優良認定の申請を伴う許可の更新申請はできませんので御注意ください。

３　添付資料

⑴　申請者が現在受けている許可の有効期間等の一定期間（※１）において、特定不利益処分（※２）を受けていないことの誓約書（様式第１号）

※１　特定不利益処分に係る一定期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場　　　合 | | 一　定　期　間 |
| 許可の更新期限の到来による更新 | 通常の許可を受けている者が申請をする場合 | 従前の許可の有効期間（５年） |
| 既に優良認定を受けている者が、再度、申請をする場合 | 従前の許可の有効期間（７年） |
| 許可の更新期限の到来を待たずに行う更新 | 通常の許可を受けている者が申請をする場合 | 従前の許可の有効期間を含む連続する５年間  （更新申請の日から遡って５年間） |
| 既に優良認定を受けている者が、再度、申請をする場合 | 従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する５年間のいずれか長い期間 |

※２　特定不利益処分一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 特定不利益処分の種類 | 廃棄物処理法における根拠条文 |
| １ | 廃棄物処理業に係る事業停止命令 | 第７条の３及び第14 条の３（第14 条の６において準用する場合を含む。） |
| ２ | 廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令 | 第９条の２及び第15 条の２の７ |
| ３ | 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し | 第９条の２の２第１項若しくは第２項及び第15 条の３ |
| ４ | 再生利用認定の取消し | 第９条の８第９項（第15 条の４の２第３項において準用する場合を含む。） |
| ５ | 広域的処理認定の取消し | 第９条の９第10 項（第15 条の４の３第３項において準用する場合を含む。） |
| ６ | 無害化処理認定の取消し | 第９条の10 第７項（第15 条の４の４第３項において準用する場合を含む。） |
| ７ | 二以上の事業者による処理に係る認定の取消し | 第12条の７第10項 |
| ８ | 廃棄物の不適正処理に係る改善命令 | 第19 条の３ |
| ９ | 廃棄物の不適正処理に係る措置命令 | 第19 条の４第１項（第19条の10第１項において準用する場合を含む。）、第19 条の４の２第１項、第19 条の５第１項（第19条の10第２項において準用する場合を含む。）及び第19 条の６第１項 |

⑵　事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として、次のア又はイのうちいずれかひとつ

ア　公益財団法人産業廃棄物処理振興財団の発行する事業の透明性の基準適合証明書

イ　更新履歴一覧表（様式第２号又はこれと同等の内容が確認できるもの）及び情報公開を行っているホームページの該当箇所を印刷したもの（書類上の日付により、情報を公表した時点が確認できるもの）

　　　なお、この場合の更新履歴一覧表及びホームページの該当箇所を印刷したものについては、申請者の状況に応じ、以下に掲げる期間について申請書に添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　者　の　状　況 | | 添　付　す　べ　き　期　間 |
| 本県で既に優良認定を受けている場合 | |  |
|  | 他の都道府県等において同種の優良認定を受けている場合 | 直近の他の都道府県等の認定日から申請の日までの間（ただし、当該期間が１年以上ある場合は申請の日前１年間） |
| 他の都道府県等において同種の優良認定を受けていない場合 | 申請の日前１年間 |
| 本県で新たに優良認定を申請する場合 | | 申請の日前６月間 |

　　※　ホームページの該当箇所を印刷したものを提出する場合、添付すべき期間のうち最も古い時点を基準とし、その時点からの変更内容について審査を行います。最も古い時点については情報公開されているホームページの全てを印刷し、それ以降については、変更した部分についてのみ印刷して提出してください。

⑶　環境マネジメントシステム認証制度に係る以下のいずれかの認定証の写し

ア　ISO14001

イ　エコアクション21

【エコアクション21と同等とみなされる地域版EMS】

ウ　HES（エイチ・イー・エス推進機構）

エ　みちのく環境管理規格認証機構

オ　一般社団法人M-EMS認証機構

　⑷　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェスト加入証の写し

⑸　国税及び地方税についての納税証明書

税務署長の発行する「納税証明書その３の３」で、納税証明を請求する日の３年前の日の属する会計年度以降の会計年度に納付すべき「法人税」及び「消費税（地方消費税を含む。）」のうち納期限の到来したものに係るもの

⑹　県税についての納税証明書

栃木県の各県税事務所長の発行する納税証明書（一般用、明細あり）で、納税証明を請求する日の３年前の日の属する会計年度以降の会計年度に、栃木県に納付すべき「県民税（法人県民税、県民税利子割等）」、「事業税」及び「不動産取得税」のうち納期限の到来したものに係るもの。栃木県に納付すべき県税がない場合は提出不要です。

⑺　市町村税についての納税証明書

栃木県内の各市町長の発行する納税証明書で、納税証明を請求する日の３年前の日の属する会計年度以降の会計年度に、栃木県内の各市町に納付すべき「住民税（個人県民税及び市町村民税）」、「事業所税」、「固定資産税」及び「都市計画税」のうち納期限の到来したものに係るもの。栃木県内の各市町に納付すべき市町税がない場合は提出不要です。

⑻　社会保険料についての納入証明書

年金事務所長等の発行する社会保険料納入確認書等で、申請日前２年間において、栃木県内に設置している産業廃棄物処理業に関連する全ての事務所又は事業所について納入すべき社会保険料のうち納期限の到来したものに係るもの。栃木県内に設置している産業廃棄物処理業に関連する事務所又は事業所がない場合は提出不要です。

なお、申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、当該保険の保険者（市町又は国民健康保険組合）が発行する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては、納税証明書）等の写しを提出してください。

⑼　労働保険料についての納入証明書

地方労働局長等の発行する労働保険料納入証明書等で、申請日前３年間において、栃木県内に設置している産業廃棄物処理業に関連する全ての事務所又は事業所について納入すべき労働保険料のうち納期限の到来したものに係るもの。栃木県内に設置している産業廃棄物処理業に関連する事務所又は事業所がない場合は提出不要です。

⑽　上記⑹～⑼までの証明書がない場合は、誓約書（様式第３号）

⑾　事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立をしていることを証する書面

申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第８条の５第１項（同法第15条の２の３において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場又は特定産業廃棄物最終処分場について維持管理積立金を積み立てなければならないとされている者である場合に提出してください。

４　認定の基準

認定を受けるためには、以下の全ての基準を満たすことが必要です。

⑴　遵法生に係る基準

申請者が現在受けている許可の有効期間等の一定期間において、特定不利益処分を受けていないこと。

⑵　事業の透明性に係る基準

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間連続してインターネットにより公表し、所定の頻度で更新していること。

なお、公表すべき事項と更新頻度については、以下のとおりです（収集運搬業の場合は「収運」の欄に○が付いている項目を、処分業の場合は「処分」の欄に○が付いている項目を、それぞれ公表していることが必要です。）。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 公　表　事　項 | 更　新　頻　度 | 収運 | 処分 |
| １ | 【法人の場合】  法人に関する基礎情報 | 変更の都度（代表者等の氏名等については１年に１回以上） | ○ | ○ |
| 【個人の場合】  個人に関する基礎情報 | 変更の都度 | ○ | ○ |
| ２ | 事業計画の概要 | 変更の都度 | ○ | ○ |
| ３ | 申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し | 変更の都度 | ○ | ○ |
| ４ | 運搬施設に関する事項 | 変更の都度（運搬施設の種類・数量等については１年に１回以上） | ○ |  |
| 処理施設に関する事項 | 変更の都度 |  | ○ |
| ５ | 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図 | 変更の都度 |  | ○ |
| ６ | 直前１年間の産業廃棄物の一連の処理の行程 | １年に１回以上 |  | ○ |
| ７ | 直前３年間の産業廃棄物の受入量・運搬量 | １年に１回以上 | ○ |  |
| 直前３年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量 | １年に１回以上 |  | ○ |
| ８ | 直前３年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況 | １年に１回以上 |  | ○ |
| ９ | 直前３年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績 | １年に１回以上 |  | ○ |
| 10 | 【法人の場合】直前３事業年度の財務諸表 | 少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度 | ○ | ○ |
| 11 | 処理料金の提示方法 | 変更の都度 | ○ | ○ |
| 12 | 業務を所掌する組織・人員配置 | 変更の都度（人員配置については１年に１回以上） | ○ | ○ |
| 13 | 処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項 | 変更の都度 |  | ○ |
| 14 | 事業場の公開の有無・公開頻度 | 変更の都度 | ○ | ○ |

⑶　環境配慮の取組に係る基準

ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントシステム認証制度による認証を受けて

いること。

⑷　電子マニフェストに係る基準

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑸　財務体質の健全性に係る基準

以下のア～エの基準を全て満たすこと。

ア　直前３年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

イ　次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの基準に該当すること。

(ｱ) 直前３年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10％以上で

あること。

(ｲ) 前事業年度における営業利益金額等が零を越えること。

ウ　直前３年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を越えること。

エ　産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

５　優良産廃処理業者への優遇制度

　⑴　当該申請区分における産業廃棄物処理業の許可の有効期限が７年となります。

⑵　優良産廃処理業者である旨を許可証へ記載します。

　⑶　栃木県ホームページにおいて公表するとともに、当該情報を環境省へ提供します。

　⑷　次回の許可更新申請や事業範囲の変更の許可申請に当たり、省令に定められた次の書類の添付を要しません。

　　　ただし、審査に必要がある場合は提出を求められることがありますので、御了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請の区分 | 添　付　を　要　し　な　い　書　類 |
| 収集運搬業に係る更新許可又は変更許可 | １　事業計画の概要を記載した書類（様式第６号の２（第２面）を除く。）  ２　直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  ３　定款又は寄附行為 |
| 処分業に係る更新許可又は変更許可 | １　事業計画の概要を記載した書類  ２　処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類  ３　直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  ４　定款又は寄附行為 |

⑸　株式会社日本政策金融公庫が行う「環境・エネルギー対策貸付制度」において、通常よりも低い利率で融資が受けられます。

⑹　環境配慮契約法に基づき、国等が行う契約で有利な取扱いが受けられます。

⑺　廃プラスチック類の処理施設において、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、その保管上限がこれまでの２倍（当該施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に28を乗じて得られる数量）になります。

６　本制度に関する問合せ先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 窓　　口 | 所 在 地 及 び 連 絡 先 | 管　轄　区　域 |
| 県西環境森林事務所  環境部環境対策課 | 〒321-1263　日光市瀬川51-9  TEL：0288-23-1000 | 鹿沼市及び日光市 |
| 県東環境森林事務所  環境部環境対策課 | 〒321-4305　真岡市荒町116-1  TEL：0285-81-9002 | 真岡市、上三川町、益子町、  茂木町、市貝町及び芳賀町 |
| 県北環境森林事務所  環境部環境対策課 | 〒324-0041　大田原市本町2-2828-4  TEL：0287-22-2277 | 大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町 |
| 県南環境森林事務所  環境部環境対策課 | 〒327-8503　佐野市堀米町607  TEL：0283-23-4445 | 足利市及び佐野市 |
| 小山環境管理事務所  環境対策課 | 〒323-0811　小山市犬塚3-1-1  TEL：0285-22-4309 | 栃木市、小山市、下野市、壬生町及び野木町 |
| 資源循環推進課  審査指導班 | 〒320-8501　宇都宮市塙田1-1-20  TEL：028-623-3154 | 宇都宮市及び栃木県外 |